

「札幌市環境プラザ事業検討部会」とは

1 札幌市環境プラザ事業検討部会の位置付け

本部会は、「環境首都札幌推進協議会」の部会としての位置付けを持つ。

2 設置の趣旨

札幌市環境プラザ（ ）の運営及び事業を効果的・効率的に行い、広く市民の意見を反映するため、有識者や公募委員による「札幌市環境プラザ事業検討部会」を設置した。

3 組織

(1) 「札幌市環境プラザ事業検討部会」は、別添の委員名簿のとおり、学識経験者、公募市民等をもって組織している。

(2) 委員の一部は、環境首都札幌推進協議会の委員である。

4 事務局

部会の事務局は、札幌市環境プラザの指定管理者が担っている。

() 「札幌市環境プラザ」

環境にやさしい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくために、環境活動の総合的な拠点施設として、平成 15 年に開設され、18 年度から指定管理者制度を導入し、現在は「(財)札幌市青少年女性活動協会」が指定管理者として事業運営を行っている。

(主な業務)

展示コーナー、資料、ホームページ等による情報提供

環境に関する相談対応 (NPO 法人環境活動コンソーシアムえこらぼ が担当)

環境に関する講習会等の実施

環境保全アドバイザー、環境教育リーダーの派遣

研修室、ミーティングルームの貸出

環境教育に関する教材の貸出